

豊中市個別業務 GIS 及び統合型 GIS・公開型 GIS
の再構築及び運用保守業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和 7 年（2025 年）9 月

豊中市

目次

第1章 概要.....	3
1.1 実施目的.....	3
1.2 業務の内容等.....	3
1.3 公募型プロポーザル参加事業者	4
1.4 参加要件.....	4
1.5 提案価格.....	5
1.6 プロポーザル実施スケジュール	5
1.7 担当窓口（問い合わせ先）	6
第2章 提出書類.....	7
2.1 事前提出書類.....	7
2.2 企画提案書類.....	8
2.3 質問.....	9
第3章 プレゼンテーション	10
3.1 プレゼンテーション	10
第4章 選定方法及び契約方法.....	11
4.1 選定方法.....	11
4.2 選定結果の通知.....	11
4.3 審査及び評価対象	11
4.4 業務委託契約の締結.....	12
第5章 その他	13
5.1 その他事項.....	13
5.2 遵守事項.....	13
5.3 配布資料.....	14

第1章 概要

1.1 実施目的

現在、豊中市(以下「本市」という。)では、各課において ArcGIS をベースとした業務システム(以下、「個別業務 GIS」という。)を運用しており、GIS ソフトは ESRI ArcGIS 10.8.1 を利用している。ArcGIS の開発元によるサポート終了により、ライセンスの調達ができなくなる状況にあることから、各個別業務 GIS について新システムへの移行を実施する必要がある。

また、本市では、インターネット経由で市民等へ地図を用いて豊中市の情報を配信することを目的として、公開型 GIS「地図情報とよなか」を運用してきた。自治体におけるデータ活用を取り巻く情勢が著しく変化している現在、多様化するニーズに柔軟に対応するため、新システムの導入により、公開型 GIS 運用業務を適正、確実かつ合理的、効率的に行う必要がある。

本市では「豊中市データ利活用方針」に基づき、業務上で幅広く取り扱われている行政保有データ等の集約・整理、データ分析を活かした効果的な施策立案実現という目的を持ち、市民サービスの向上が求められている。本業務は、庁内利用の個別業務 GIS、統合型 GIS と市民等が利用する公開型 GIS を一体的に再構築することにより、庁内におけるさらなるデータ利活用促進、業務効率化と市民サービスの向上を実現することを目的とする。

1.2 業務の内容等

(1) 委託業務名

豊中市個別業務 GIS 及び統合型 GIS・公開型 GIS の再構築及び運用保守業務

(2) 業務仕様詳細

「豊中市個別業務 GIS 及び統合型 GIS・公開型 GIS の再構築及び運用保守業務仕様および企画提案依頼書」

(企画提案依頼書関係書類は、様式 12 機密情報に関する誓約書提出後に電子データで提供)

(3) 委託期間

・ システム構築

統合型 GIS：契約締結後～令和 9 年(2027 年)9 月 30 日

公開型 GIS：契約締結後～令和 9 年(2027 年)9 月 30 日

個別業務 GIS：契約締結後～令和 10 年(2028 年)3 月 31 日

システム保守運用(保守経費及びランニングコスト)については、本プロポーザルの調達範囲外とし、別途契約について協議するものとする。ただし、運用保守費について

も、本構築業務の選定上の価格評価に含めるため、保守運用費については漏れの無いように注意すること。

1.3 公募型プロポーザル参加事業者

「1.4 参加要件」に基づき、公募型プロポーザル参加事業者を募集するものとする。

1.4 参加要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- ・ 本市の入札参加資格者名簿(業種：コンピュータサービス、細目：システム開発・運用)に登録されていること。
- ・ 本市から豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ・ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 1 日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ・ 法人又は代表者が次の事項に該当しないこと(不適格事項)
 - 1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する法人。
 - 2) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、その他の労働関連法令に違反し官公庁から摘発又は勧告等を受けていないこと。
 - 3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生更生法(平成 11 年法律第 225 号)等により更生または再生手続きを開始している法人。
 - 4) 過去 3 か年の法人税、消費税、地方消費税若しくは源泉所得税、又は都道府県税若しくは市町村税を滞納している法人(納税又は徴収を猶予されているものを除く。)。
 - 5) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団をいう。以下同じ)、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年間を経過しない者が役員等の立場で運営に関わっている法人又は暴力団の構成員等の統制下にある法人。
 - 6) 法人の代表者が刑事事件に関し有罪判決が確定し、執行猶予中である場合その他これに類する場合において市がふさわしくないと認めた法人。
- ・ コンソーシアム・共同企業体での提案を行う場合は、代表企業及び構成企業がすべての要件を満たすこと。

1.5 提案価格

提案上限額 155,159 千円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

- ・ 提案上限額にはシステム構築期間中に係る費用のみを含む
- ・ システム別の提案上限額は別表 1 を参照
- ・ 提案価格は、各社がそれぞれ構築可能で実現性を伴う提案であることとし、各社がそれぞれ提案パッケージシステムを活用し、パッケージシステムの改修もしくは外付けツールを使用することで実現するのに必要な費用を含み、見積書に記載すること。契約に必要なとなる正式な見積書は、業者選定後に改めて提出を依頼することとする。ただし、業者選定後の打ち合わせにおいて生ずる経費は、今回提案した見積金額を本事業の上限として全ての対応を行うものとする。
- ・ 提示された見積金額は、選定上の価格評価に使用する。

1.6 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルにおける手続き等の実施スケジュールを以下に示す。

下記スケジュールは予定であり変更する場合があるので、その場合は事前に連絡する。

※提案参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 11）を提出すること。

(1) 提案参加申込書提出

令和 7 年（2025 年）9 月 30 日（火） 午後 5 時 15 分 まで

提出場所：NTT 豊中ビル 6 階 デジタル戦略課 企画推進係

(2) 質問の受付

令和 7 年（2025 年）10 月 14 日（火） 午前 9 時まで

(3) 質問に対する回答

令和 7 年（2025 年）10 月 24 日（金）

(4) 企画提案書類提出

令和 7 年（2025 年）11 月 25 日（火） 午後 5 時 15 分 まで

提出場所：NTT 豊中ビル 6 階 デジタル戦略課 企画推進係

(5) 提案内容事前質問への回答

令和 7 年（2025 年）12 月 11 日（木） 午後 5 時 15 分まで

※事前質問は令和 7 年（2025 年）12 月 4 日（木）までに送付予定

(6) 書類審査（第 1 次審査）

令和 7 年（2025 年）12 月 19 日（金）

応募が 4 件以上となった場合は、書類による第 1 次審査を実施し、プレゼンテーション（第 2 次審査）に進んでいただく提案者を選定。

(7) プレゼンテーション（第2次審査）

令和8年（2026年）1月13日（火）予定

実施場所：NTT 豊中ビル6階 デジタル戦略課

日時及び場所の詳細については、第2次審査の対象となる提案者へ令和7年（2025年）12月26日（金）までにメール等にて通知する。

(8) 選考結果通知書発送（予定）

令和8年（2026年）1月23日（金）

(9) 契約交渉期間（予定）

令和8年（2026年）1月23日（金）以降

1.7 担当窓口（問い合わせ先）

〒560-0022 豊中市北桜塚1丁目4番1号 NTT 西日本豊中ビル6階

豊中市 都市経営部 デジタル戦略課 企画推進係

担当者： 南部・中塚

TEL：06-6858-2669

FAX：06-6853-5732

E-Mail: digital@city.toyonaka.osaka.jp

第2章 提出書類

2.1 事前提出書類

2.1.1 企画提案仕様書各種資料の受領に関するもの

- (1) 提出書類：様式12 機密情報に関する誓約書
提出期限：令和7年（2025年）9月30日（火） 午後5時15分 まで提出部数：1部
- (2) 提出先：「1.7 担当窓口(問い合わせ先)」と同じ
- (3) 提出方法：電子メールで提出後、原本を持参（土日祝及び17時15分以降は受け付けない）、郵送・宅配便のいずれかにより提出する。企画提案依頼書関連資料については、電子メール受領確認後に送信する。

2.1.2 参加申し込みに関するもの

- (1) 提出書類
 - ① 様式1 提案参加申込書
 - ② 様式2 誓約書
 - ③ 様式3 会社概要
 - ④ 様式4 業務経歴書
 - ⑤ 様式5 業務実施体制
 - ⑥ 様式6 管理技術者及び担当技術者の業務実績
 - ⑦ 様式7 業務協力会社体制（役割分担）予定
 - ⑧ 様式8 共同企業体委任状（コンソーシアム・共同企業体での提案時のみ）
 - ⑨ 様式9 共同企業体構成表（コンソーシアム・共同企業体での提案時のみ）

※様式4～9は企画提案書類と同時に提出してもよいものとする。

※コンソーシアム・共同企業体での提案時、様式2～4は構成企業ごとに提出すること。
- (2) 提出期限：令和7年（2025年）9月30日（火） 午後5時15分
- (3) 提出部数：正本各3部、副本は電子データにて提出
- (4) 提出先：「1.7 担当窓口(問い合わせ先)」と同じ
- (5) 提出方法：持参（土日祝及び17時15分以降は受け付けない）、郵送・宅配便のいずれかとする。ただし、郵送・宅配便により提出する場合には、書類の到達を事務局に電子メールや電話で確認すること。副本については、電子メールもしくは記録媒体（DVD-R）での提出とする。
- (6) 注意事項：コンソーシアム・共同企業体での提案の場合は、代表企業及び構成企業ごとに提出すること。

2.1.3 その他の提出資料

提案参加申込書提出後に辞退する場合は、様式 11「辞退届」を提出すること。

※提出期限：令和 7 年（2025 年）11 月 25 日（火） 午後 5 時 15 分

2.2 企画提案書類

2.2.1 企画提案書に関するもの

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 見積書（様式13）
- ③ 機能要件対応可否確認書（様式14）

(2) 提出期限：令和 7 年（2025 年）11 月 25 日（火） 午後 5 時 15 分

(3) 提出部数

- ① 企画提案書：正本13部、副本は電子データにて提出
- ② 見積書：正本13部、副本は電子データにて提出
- ③ 機能要件対応可否確認書：正本13部、副本は電子データにて提出
（正本1部のみに本市の契約権限受任者印を押印し、残り12部は複写可とする。）

(4) 提出先：「1.7 担当窓口（問い合わせ先）」と同じ。

(5) 提出方法：正本については、持参（土日祝及び 17 時 15 分以降は受け付けない）、郵送・宅配便のいずれかとする。ただし、郵送・宅配便により提出する場合には、書類の到着を事務局に電子メールや電話で確認すること。副本については、電子メールもしくは記録媒体（DVD-R）での提出とする。

2.2.2 企画提案書の記載要領

- (1) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、企画提案依頼書の目次に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
- (2) 日本語の文章とし、難解な技術用語については必要に応じて用語説明を付すこと。
- (3) 原則、日本工業規格 A 版の用紙を用いて片面印刷とすること。
- (4) 図は、原則、文章の補助として用いること。
- (5) ページ番号を付すこと。
- (6) 総ページ数は、80 ページ以内とすること。（表題・目次・添付資料を除く。）

2.2.3 見積書の記載要領

(1) 提出様式

様式 13 見積書

(2) 記載内容

構築期間中に要する費用を記載すること（様式 13-①②）。

運用期間中に要する費用、機器調達費用を記載し、5 年後の機器更新を前提とする 10 年間（統合型 GIS 及び公開型 GIS は令和 19 年（2037 年）9 月 30 日まで、個別業務 GIS は令和 20 年（2038 年）3 月 31 日まで）のサービス利用を前提としたランニングコストを記載すること（様式 13-③④）。

見積金額の内訳については、各費用が分かるように、様式 13-⑤見積明細様式を参考に作成し、提出すること。（“一式”など一括金額を計上する方法で中身が見えない記載方法としないこと。）

様式 13-①：統合型 GIS・公開型 GIS の再構築費用（履行期間：令和 9 年 9 月 30 日まで）

様式 13-②：個別業務 GIS の再構築費用（履行期間：令和 10 年 3 月 31 日まで）

様式 13-③：統合型 GIS・公開型 GIS の運用保守費用（履行期間：令和 9 年 10 月 1 日から）

様式 13-④：個別業務 GIS の運用保守費用（履行期間：令和 10 年 4 月 1 日から）

様式 13-⑤：見積明細様式

2.3 質問

質問がある場合は、以下の対応とする。

(1) 提出書類：質問書（様式 10）※質問事項は様式 10 別紙に記入すること

(2) 提出期限：令和 7 年（2025 年）10 月 14 日（火） 午前 9 時までとし、随時、受け付ける。

(3) 提出方法：電子メールによる。（電話・FAX による質問は原則として受け付けない。）

(4) 提出先：「1.7 担当窓口(問い合わせ先)」と同じ。

(5) 回答方法：最終回答は、令和 7 年（2025 年）10 月 24 日（金）までに全ての参加申込者宛てに、原則として電子メールにて行い、市ホームページに公表する。

第3章 プレゼンテーション

3.1 プレゼンテーション

提案者には、「プレゼンテーション」の実施についての案内を通知する。

提案者1社につきおおむね1時間半を割り当てるので、以下の内容にて実施すること。

- (1) 日時：令和8年（2026年）1月13日（火）予定
- (2) 場所：未定 ※詳細については別途通知
- (3) 時間
 - ① プレゼンテーション（60分）
 - ② 質疑応答（30分）
- (4) 留意事項
 - ① プレゼンテーションで提案者が説明する内容は、企画提案書にて提示した内容・製品であること。
 - ② プレゼンテーションに使用する機材等は、当日提案者が手配すること。
 - ③ プレゼンテーションは構築時の従事者のうちで中心的な役割を占める者が実施することとし、出席者は担当者を含め5名以内とする。

第4章 選定方法及び契約方法

4.1 選定方法

審査委員会は、基本仕様書に基づいて提出された企画提案書類一式、プレゼンテーションの内容及び価格について、審査、評価を行う。

審査委員会は、委員による合議により、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者をシステム構築に係る「優先契約候補事業者」として決定する。

審査基準等に関する詳細は、審査委員会において定める。なお、採点の方法や内容についての問い合わせには一切応じない。

コンソーシアム・共同企業体として優先契約候補事業者になった場合、契約は、コンソーシアム・共同企業体の代表企業を相手方として実施する。

4.2 選定結果の通知

プロポーザルに参加した事業者のうち、優先契約候補事業者については、「選考結果通知書」を送付する。それ以外の事業者については、原則として電子メールにより選考順位を通知する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

4.3 審査及び評価対象

詳細は「別紙_審査及び評価対象について」を参照ください。

(1) 仕様点

企画提案書及び機能要件対応可否確認書に基づいて審査・評価を行う。

(2) 提案点

提案の計画性・実現性・具体性・将来性・信頼性をプロジェクトの中心的役割となる者などから判断し、プレゼンテーションにより提案された内容が本市の事務運営に寄与・貢献するかを判断することによって審査・評価を行う。

(3) 価格点

提出された見積書に基づいて審査・評価を行う。

(4) 処分歴

本市、国又はほかの自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の処分歴がある場合は、処分期間に応じて減点を行う。

4.4 業務委託契約の締結

提案の内容と本市の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で随意契約による契約を行う。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者を優先契約候補事業者として同様の交渉を行うこととする。

また、契約は以下の条件で行うものとする。

- (1) 企画提案作業の過程で本市が得た情報等については、一切の権利が本市にあるものとする。
- (2) 審査の結果、優先契約候補事業者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、「1.4 参加要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。
- (3) 本業務の契約締結については、統合型 GIS および公開型 GIS を対象とした契約を 1 件、個別業務 GIS を対象とした契約を 1 件の、計 2 件の契約を締結するものとする。
- (4) 本業務の受託者は、豊中市財務規則（昭和 46 年市規則第 13 号）に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

第5章 その他

5.1 その他事項

- (1) 提案参加事業者が1社のみの場合でも、提案内容が要件を満たすと判断された場合は、プロポーザルは成立するものとする。
- (2) 企画提案に係る一切の経費は事業者の負担とする。
- (3) 提出書類一式は返却しない。なお、選定作業に必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出書類に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に本市に届け出るものとする。ただし、その場合は、従前の担当者と同等以上の技術を有すること。
- (5) 提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 本案件期間中に「1.4 参加要件」に抵触するに至った場合
 - ② 提案上限額（構築期間中に係る費用のみ）を超える提案を行った場合
 - ③ 提出書類一式に虚偽の記載をした場合
 - ④ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ⑤ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
 - ⑥ 一事業者で複数の提案をした場合
 - ⑦ その他実施要領の条件に一致しない企画提案の場合
 - ⑧ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (8) 提出期限後の質問あるいは審査経過に関する質問等は一切受け付けない。
- (9) 企画提案依頼書・機能要件仕様書で市が提示した要件について、提案者が企画提案書・機能要件対応可否確認書で触れていない場合、当該要件は提案の範囲内で実現可能と判断する。

5.2 遵守事項

- (1) 本市から得た資料・情報等を、他に流用・提供等することを固く禁ずる。
- (2) 提案を辞退した事業者、又は審査の結果、本市との契約に至らなかった事業者は、本市から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。

5.3 配布資料

(1) 企画提案依頼書関係（誓約書と引き換えに電子データで提供）

- ① 豊中市個別業務GISおよび統合型GIS・公開型GIS再構築及び運用保守業務仕様および企画提案依頼書
- ② 各種資料
 - ・ 別紙1「外部サービス（クラウドサービス）事前確認事項」
 - ・ 別紙2-1「統合型GIS機能要件一覧」
 - ・ 別紙2-2「公開型GIS機能要件一覧」
 - ・ 別紙2-3「都市基盤部系 機能要件一覧」
 - ・ 別紙2-4「都市計画推進部系 機能要件一覧」
 - ・ 別紙3「台帳データ移行テーブル、フィールド数の一覧」
 - ・ 様式14「機能要件対応可否確認書」

(2) 実施要領関係

- ① 豊中市個別業務GIS及び統合型GIS・公開型GISの再構築及び運用保守業務委託に係るプロポーザル実施要領

以下、電子データで配布

- ② 様式1 提案参加申込書
- ③ 様式2 誓約書
- ④ 様式3 会社概要
- ⑤ 様式4 業務経歴書
- ⑥ 様式5 業務実施体制
- ⑦ 様式6 管理技術者及び担当技術者の業務実績
- ⑧ 様式7 業務協力会社体制（役割分担）予定
- ⑨ 様式8 共同企業体委任状
- ⑩ 様式9 共同企業体構成表
- ⑪ 様式10 質問書
- ⑫ 様式11 辞退届
- ⑬ 様式12 機密情報に関する誓約書
- ⑭ 様式13 見積書

別表1：システム別提案上限額

No.	システム名称		提案上限額 単位：千円 (消費税及び地方消費税相当額含む)
1	統合型GIS		12,764
2	公開型GIS		
3	GIS 機能	道路台帳管理システム	60,630
4		道路占用物管理システム	
5		風水害管理システム	
6		水路管理システム	
7		道路損傷箇所管理システム	
8		道路情報提供サービスシステム	
9		道路三次元データ閲覧ビューワ	
10		附属物管理システム	
11		受付情報管理システム	
12		自転車施設管理システム	8,154
13		通学路点検ツール	
14		公有財産管理システム	17,983
15		公園みどり総合情報システム	7,100
16		建築関係情報システム	41,823
17		指定道路台帳システム	
18		建築関係窓口閲覧システム	
19	住居表示台帳管理システム	6,705	